		特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第十六号の一部改正）

第二条　令和六年デジタル庁・総務省告示第十六号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
［一～三　略］	［略］
四　［略］	令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［五・六　略］	［略］

改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
［同上］	［同上］
四　［同上］	令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［五・六　同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第二十五号の一部改正）

第三条　令和六年デジタル庁・総務省告示第二十五号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
一　［略］	令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（能代市低所得者支援給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四

改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
一　［同上］	令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（能代市低所得者支援給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五